

第4章 啓発・交流活動の推進

1、正しい理解の促進

【現状と課題】

●障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的に、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されます。

アンケート結果においても、『差別の経験』で「差別を受けた経験がある」という回答が半数を占めており、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいく必要があります。

また、日常生活や地域活動への参加などにおいて、障がい者に対する関心や理解がないために、社会参加が制限されることや抑制されることもあり、障がいに対する理解などの啓発等に取り組む必要もあります。

●権利擁護の推進

アンケート結果において、『成年後見制度について』の設問で、「名前も内容も知らない」、「名前は聞いたが、内容は知らない」と答えた人が7割を占め、成年後見制度についての認識が低いことがわかります。

障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めていきます。

また、障がい者に対する虐待が深刻な社会問題となっており、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。そこで、障害者虐待防止法に基づく障がい者の虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、その適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組んでいきます。

【施策の方向】

(1) 差別解消の推進

- ① 人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、市民に対する正しい理解の普及に努めます。
 - ・ 広報こがにおける啓発記事の掲載
 - ・ 人権に関する学習や人権尊重週間における取り組み等での啓発の充実
 - ・ 関係機関と連携し、精神障害に関する講演会等啓発活動の推進

(2) 権利擁護の推進

- ① 成年後見制度などの普及啓発に努め、制度の利用促進に努めます。
 - ・ 相談支援での情報提供、広報等による周知
 - ・ 古賀市社会福祉協議会と連携し、安心生活サポート事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の普及啓発
- ② 障害者虐待防止法に基づき、障がい者の虐待防止に努めます。
 - ・ 関係機関と連携し、障がい者の虐待防止の研修会実施

2、 障がい者への配慮

【現状と課題】

●行政機関等における配慮

各行政機関等における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法的主旨に基づいて、障がいを理由とする差別は行なってはならないこととされ、また障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった時は、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うこととされています。

行政機関の職員等に対する障がい者に関する理解を促進し、窓口等における障がい者への配慮を図っていく必要があります。

また、障がい者に対して選挙における配慮を引き続き行なっていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 行政機関等における配慮

- ① 行政機関での窓口手続等における障がい者への配慮に努めます。
- ② 選挙において障がい者の配慮に努めます。
 - ・ 移動の困難な障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置
 - ・ 障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう適切な取り組みの実施

3、 交流活動の充実

【現状と課題】

●障がい者等の交流の推進

アンケートの結果において、『余暇活動参加の妨げ』となっているのは「友人・仲間がいない」という回答が最も多くなっており、余暇活動に参加したくとも

できない現状があります。

障がい者の社会参加を促進するためには交流の機会や出会いの場を設けるなどの交流活動への支援が必要とされています。

【施策の方向】

（１）交流活動の充実

①障がい者団体やボランティア団体の活動を周知し、また関係機関と連携しながら様々な事業と共働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。

- ・健康福祉まつり等への参加により交流活動を促進
- ・障がい者団体やボランティア団体などの活動の周知

（２）出会いの場の支援

①交流の場の少ない障がい者やその家族の出会いのきっかけをつくり、交流を支援します。

- ・本人や家族の悩みに関するテーマの勉強会や交流会の開催
- ・障害者生活支援センター「咲」の多目的スペースの活用促進